品川区景観計画

色彩の基準の解説

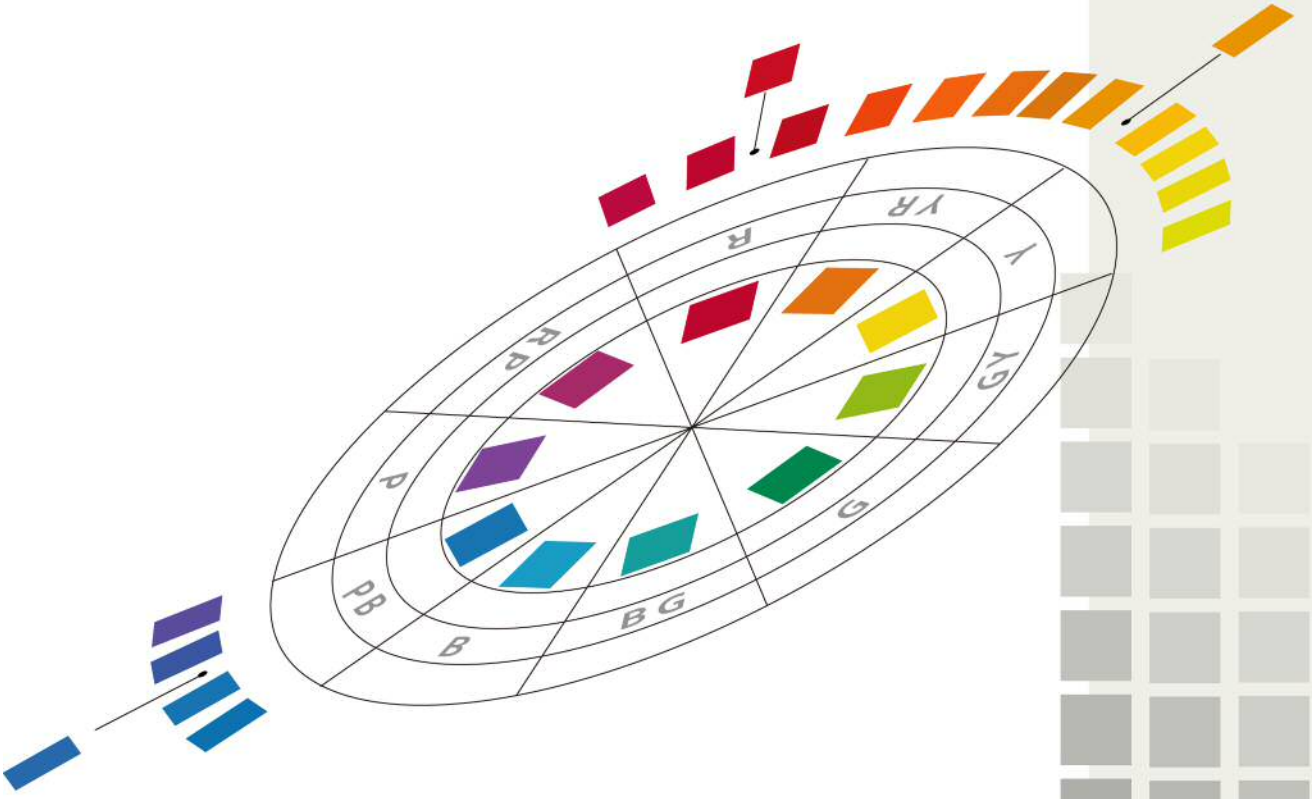

品川区では、景観法の施行や東京都景観計画を踏まえて、きれいで賑やかな生活感あふれる多様な顔を持つ「しながわ」の実現に向けて、平成 22 年 12 月に品川区景観計画を策定しました。

品川区景観計画では、地域の自然、歴史・文化、生活、新たなまちづくりによる都市景観の特性を踏まえて、地区の区分ごとに色彩の考え方や基準を示しています。

この「色彩に基準の解説」は、品川区景観計画で定めている色彩基準について、分かりやすく解説したもので、色彩計画の参考となるものです。

平成２３年４月

品　川　区

1．色彩の基準の表示方法（マンセル表色系について）

（1）マンセル表色系を尺度とした色彩基準の設定

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。

しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画等における色彩基準の運用にあたっては、日本工業規格（JIS Z8721 色の表示方法―三属性による表示）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という 3 つの尺度の組み合わせによって表現します。

◆マンセル表色系のしくみ

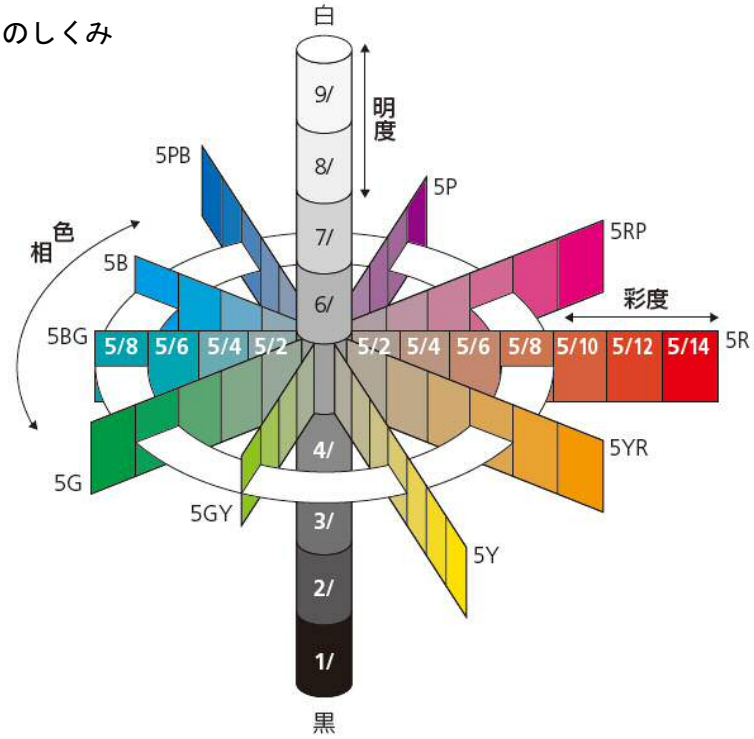

①色相（しきそう）

色あいを表します。10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。

また、10RP は 0R、10R は 0YR と同意です。

◆マンセル色相環

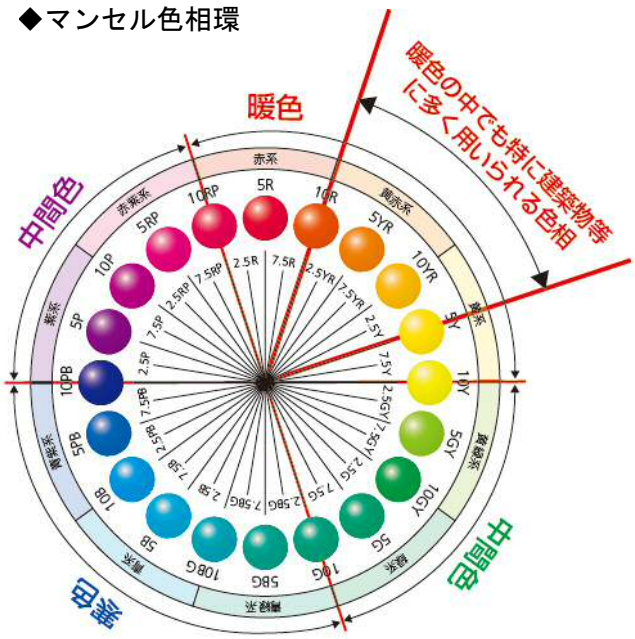

②明度（めいど）

明るさを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。実際には、最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度です。

③彩度（さいど）

鮮やかさを 0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は 14 程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度となっています。

④マンセル記号

これら 3 つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、10YR8.0/1.5 のように、色相、明度/ 彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N4.0 のようにニュートラルを表す N と明度を組み合わせて表記します。

◆マンセル記号による色彩の表し方と読み方　　◆等色相面（5ＹＲ）の明度と彩度

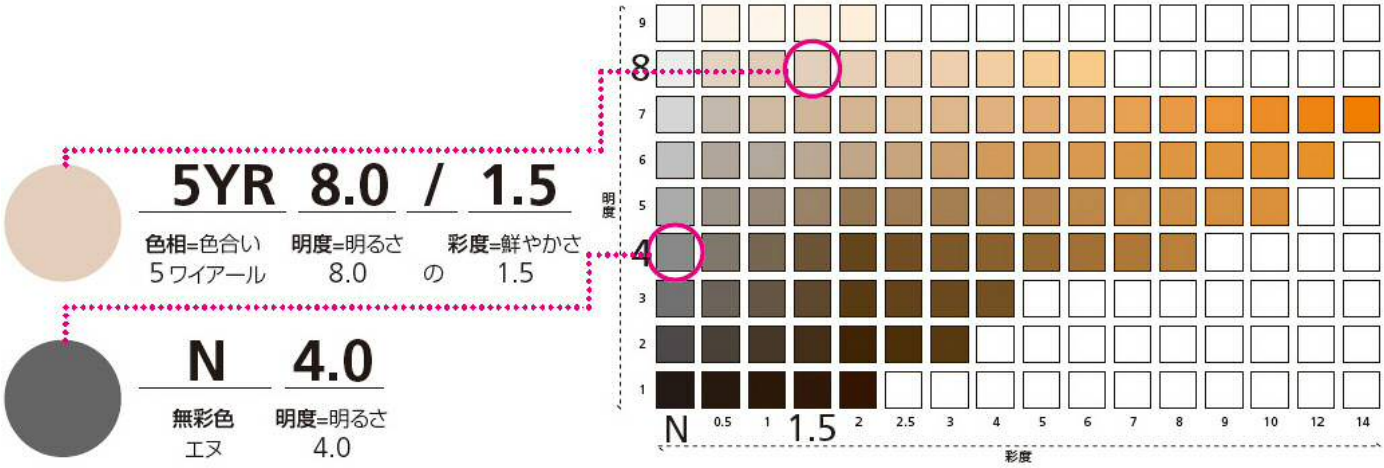

２．品川区景観計画における色彩基準の設定の考え方

（１）現状の色彩について

色彩の基準は、平成 20 年 8 月に実施した区内 240 サンプルの色彩調査（重点地区では別途に 449 サンプル）を踏まえて設定しました。色彩調査の結果、区内の建築物の外装色には次のような特徴がありました。

◆区内色彩調査の概要

種別	現状の特徴
色相	ＹＲ系やＹ系が圧倒的に多く、この２色相で全体の８割以上を占めています。 次いで無彩色が１割程度となっています。
明度	明度７から９程度までの比較的明るいものが多く、５割程度となっています。 また、明度７未満の落ち着いた印象を与えるものも３割程度あります。
彩度	彩度４以下の落ち着いたものが全体の９割以上を占めています。 植物の葉よりも鮮やかといわれる彩度６を超えるものは、１％にも満たない状況です。

◆色相

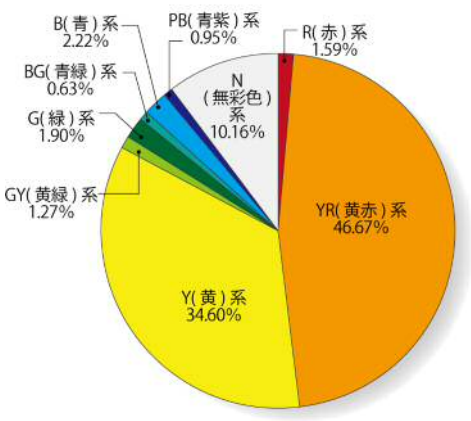

◆明度

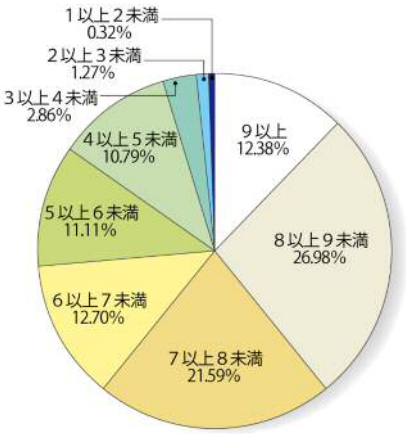

◆彩度

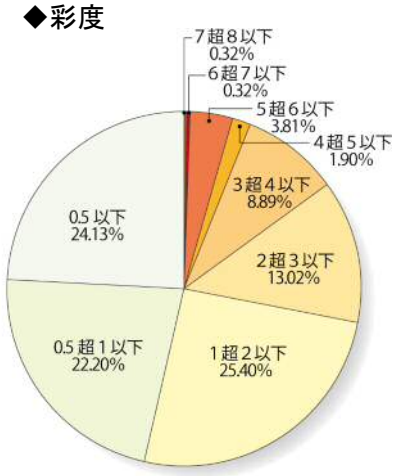

（２）色彩基準の考え方

現状は、ＹＲ系やＹ系の落ち着きのある色調の建物が大多数を占めていますが、地域で若干の特徴がみられます。これを踏まえて、次のような考え方に基づき色彩基準を設定します。

◆市街地別の色彩基準の考え方

区分	色彩基準の方向性
内陸部市街地 （住居系）	現状の暖かみのある落ち着いた色調の街並みを今後とも誘導していくために、暖色系の色相で低彩度色を基調とした色彩景観の形成を目指していく。
内陸部市街地 （商業系、幹線道路沿道）	住居系よりも色相に幅があるが、極端に派手な色彩は少なく、中規模の建物にはこげ茶、灰色などを基本色としたものも見られることから、賑わいと品格のバランスが取れた色調の街並みの中に低明度の色彩も許容する色彩景観の形成を目指していく。
臨海部市街地	隣接区等と協調して、明るい色彩を基調とした臨海部の街並みを形成していくことを基本とする色彩景観の形成を目指していく。
水辺景観形成特別地区	水面や緑の色彩と調和した明るい低彩度色を基調にした街並みが形成されており、今後とも水際や水上からの視点に配慮して、水や緑の色彩が映える潤いのある景観を誘導していくために低中彩度の色彩を基調とした色彩景観の形成を目指していく。
重点地区・旧東海道品川宿地区	暖かみのある落ち着いた色調の街並みを今後とも誘導していくために、暖色系色相の低中彩度色や無彩色を基調とした色彩景観の形成を目指していく。 ※別途、推奨色としてこれまでのまちづくりで用いられてきた伝統色を定める。

３．色彩の基準表

（１）区域の区分と色彩の基準

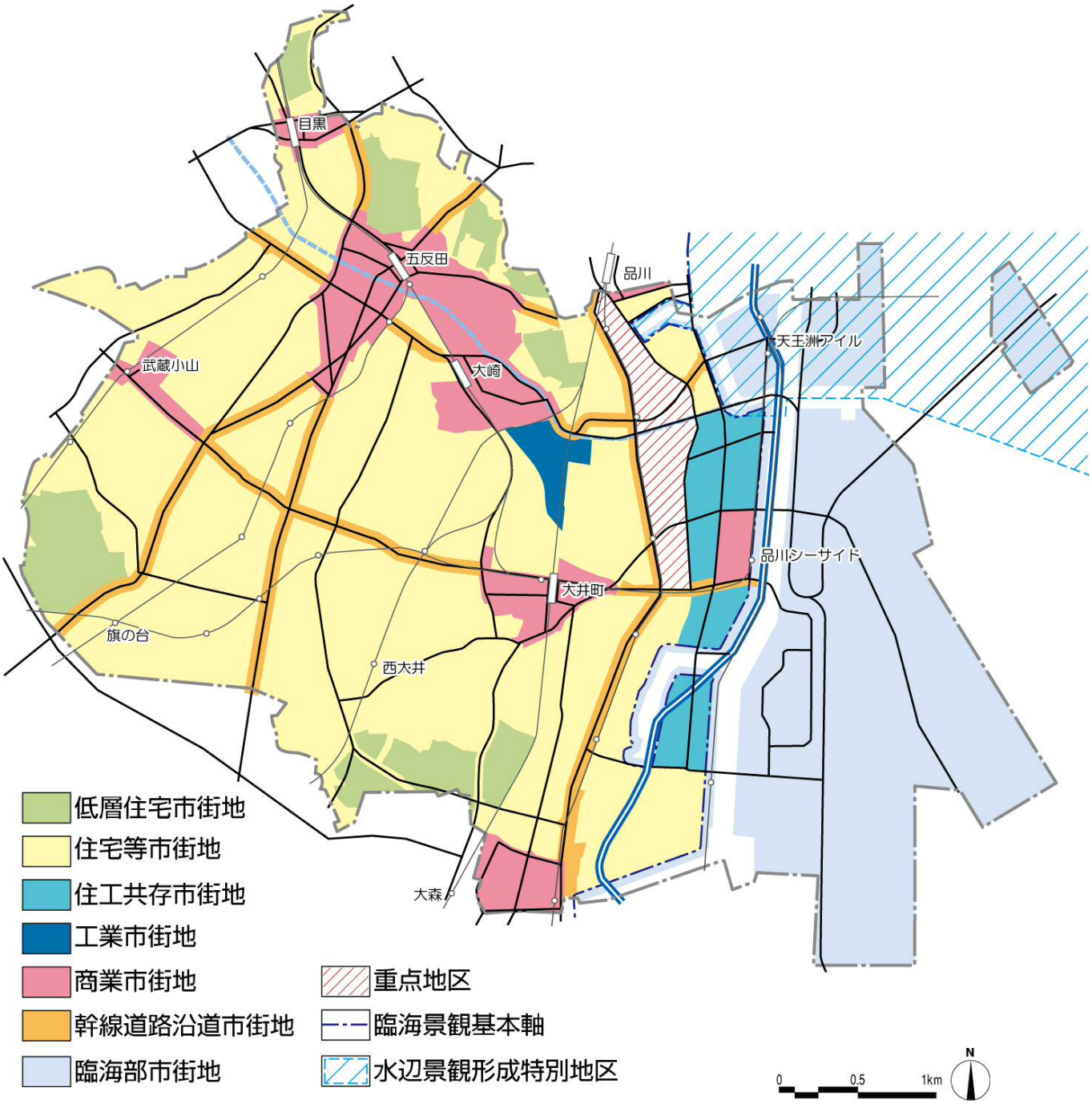

◆届出対象建築物等

<table>
<tr><th rowspan="2">対象区域</th><th>建築物</th><th>工作物</th><th></th></tr>
<tr><th>届出対象規模</th><th>届出対象規模</th><th>基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">内陸部市街地（低層住宅市街地、住宅等市街地、住工共存市街地、工業市街地）</td><td>高さ 60ｍ以上又は延べ面積30,000㎡以上</td><td>高さ 60ｍ以上又は築造面積30,000㎡以上</td><td>表②ア欄</td></tr>
<tr><td>低層住宅市街地で、延べ面積1,000㎡以上</td><td rowspan="2">高さ20m以上60m未満又は築造面積2,000㎡以上30,000㎡未満</td><td rowspan="2">表②イ欄</td></tr>
<tr><td>低層住宅市街地以外で、高さ20m以上 60m 未満又は延べ面積2,000㎡以上30,000㎡未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内陸部市街地（商業市街地、幹線道路沿道市街地）</td><td>高さ 60ｍ以上又は延べ面積30,000㎡以上</td><td>高さ 60ｍ以上又は築造面積30,000㎡以上</td><td>表②ア欄</td></tr>
<tr><td>商業市街地は高さ30m以上60m未満又は延べ面積 2,000 ㎡以上30,000 ㎡未満、幹線道路沿道市街地は高さ20m以上60m未満又は延べ面積2,000㎡以上30,000㎡未満</td><td>商業市街地は高さ30m以上60m未満又は築造面積 2,000 ㎡以上30,000 ㎡未満、幹線道路沿道市街地は高さ20m以上60m未満又は築造面積2,000㎡以上30,000㎡未満</td><td>表②イ欄</td></tr>
<tr><td>臨海部市街地</td><td>高さ 15ｍ以上又は延べ面積2,000㎡以上</td><td>高さ 15ｍ以上又は築造面積2,000㎡以上</td><td>表②ウ欄</td></tr>
<tr><td>水辺景観形成特別地区</td><td>高さ 15ｍ以上又は延べ面積2,000㎡以上</td><td>高さ 15ｍ以上又は築造面積2,000㎡以上</td><td>表②エ欄</td></tr>
<tr><td rowspan="4">重点地区：品川宿地区</td><td>高さ 60ｍ以上又は延べ面積30,000㎡以上</td><td>高さ 60ｍ以上又は築造面積30,000㎡以上</td><td>表②オ欄</td></tr>
<tr><td>Ａ地区
高さ15m以上60m未満又は延べ面積 2,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満</td><td rowspan="3">高さ15m以上60m未満又は築造面積2,000㎡以上30,000㎡未満</td><td rowspan="3">表②カ欄</td></tr>
<tr><td>Ｂ地区
すべての建築物</td></tr>
<tr><td>Ｃ地区
高さ7ｍ以上 60m 未満又は延べ面積300㎡以上30,000㎡未満</td></tr>
</table>

◆色彩の基準

欄	外壁の基本色（外壁各面の４／５はこの範囲から選択）			強調色（外壁各面の１／５で使用可能）			屋根色（勾配屋根）		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
ア欄	０Ｙ Ｒ～5.0Y	４以上 8.5 未満の場合	３以下	０Ｒ～4.9ＹＲ	全域	４以下	外壁に準じる。		
		8.5 以上の場合	1.5 以下	5.0YR～5.0Y		６以下			
	その他	４以上	１以下	その他		２以下			
イ欄	０Ｒ～4.9ＹＲ	３以上 8.5 未満の場合	４以下	定量基準による制限は行わない			０Ｒ～5.0Y	７以下	４以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下						
	5.0YR～5.0Y	３以上 8.5 未満の場合	６以下						
		8.5 以上の場合	２以下						
	その他	３以上 8.5 未満の場合	２以下				その他		２以下
		8.5 以上の場合	１以下						
ウ欄	０Ｒ～4.9ＹＲ	６以上 8.5 未満の場合	４以下	定量基準による制限は行わない			０Ｒ～4.9ＹＲ	全域	２以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下						
	5.0YR～5.0Y	６以上 8.5 未満の場合	４以下				5.0YR～5.0Y		４以下
		8.5 以上の場合	２以下						
	その他	６以上 8.5 未満の場合	２以下				その他		２以下
		8.5 以上の場合	１以下						
エ欄	０Ｒ～4.9ＹＲ	６以上 8.5 未満の場合	４以下	０Ｒ～4.9ＹＲ		４以下	０Ｒ～4.9ＹＲ	全域	２以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下						
	5.0YR～5.0Y	６以上 8.5 未満の場合	４以下	5.0YR～5.0Y		６以下	5.0YR～5.0Y		４以下
		8.5 以上の場合	２以下						
	その他	６以上 8.5 未満の場合	２以下	その他		２以下	その他		２以下
		8.5 以上の場合	１以下						
オ欄	０Ｒ～4.9ＹＲ	使用不可		０Ｒ～4.9ＹＲ	全域	４以下	外壁に準じる		
	5.0YR～5.0Y	４以上 8.5 未満の場合	３以下	5.0YR～5.0Y		６以下			
		8.5 以上	1.5 以下						
	その他	使用不可		その他		２以下			
カ欄	０Ｒ～9.9R	使用不可		定量基準による制限は行わない			０Ｒ～5.0Y	７以下	４以下
	０ＹＲ～5.0Y	8.5 未満	６以下						
		8.5 以上	２以下						
	その他	使用不可					その他		２以下

注１）工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様とする。ただし、他の法令で使用する色彩が定められているもの、トラス構造物などで壁面と認識できる部分を持たないものについてはこの限りではない。また、市民となじみが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取したうえで、この基準によらないことができる。

注２）外壁等にガラスを用いる場合は、周辺と調和した色彩を用いるとともに、過度の反射を避け、景観に違和感なく溶け込む外観とする。

【ア欄】に示す届出対象の色彩の基準

	色相	明度	彩度
外壁の基本色	0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	3 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	その他	4以上	1 以下
外壁の強調色（外壁各面の 1／5 で使用可）	0R～4.9YR		4 以下
	5.0YR～5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
屋根色（勾配屋根）	外壁の基本色に準じる		

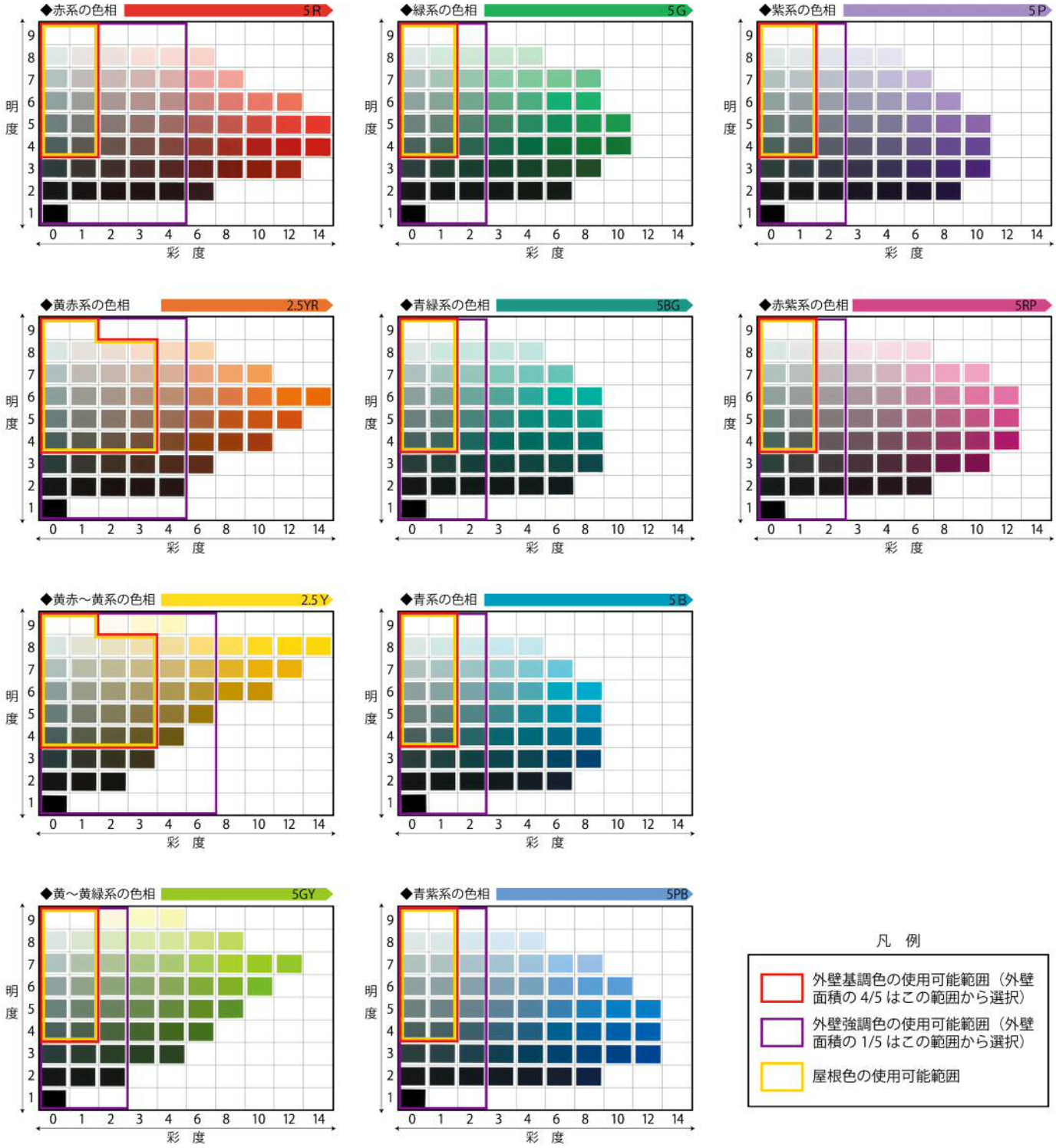

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

【イ欄】に示す届出対象の色彩の基準

	色相	明度	彩度
外壁の基本色	0R～4.9YR	3 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	3 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
	その他	3 以上 8.5 未満の場合	2 以下
		8.5 以上の場合	1 以下
外壁の強調色（外壁各面の 1／5 で使用可）	定量基準による制限は行なわない		
屋根色（勾配屋根）	0R～5.0Y	7 以下	4以下
	その他	7以下	2 以下

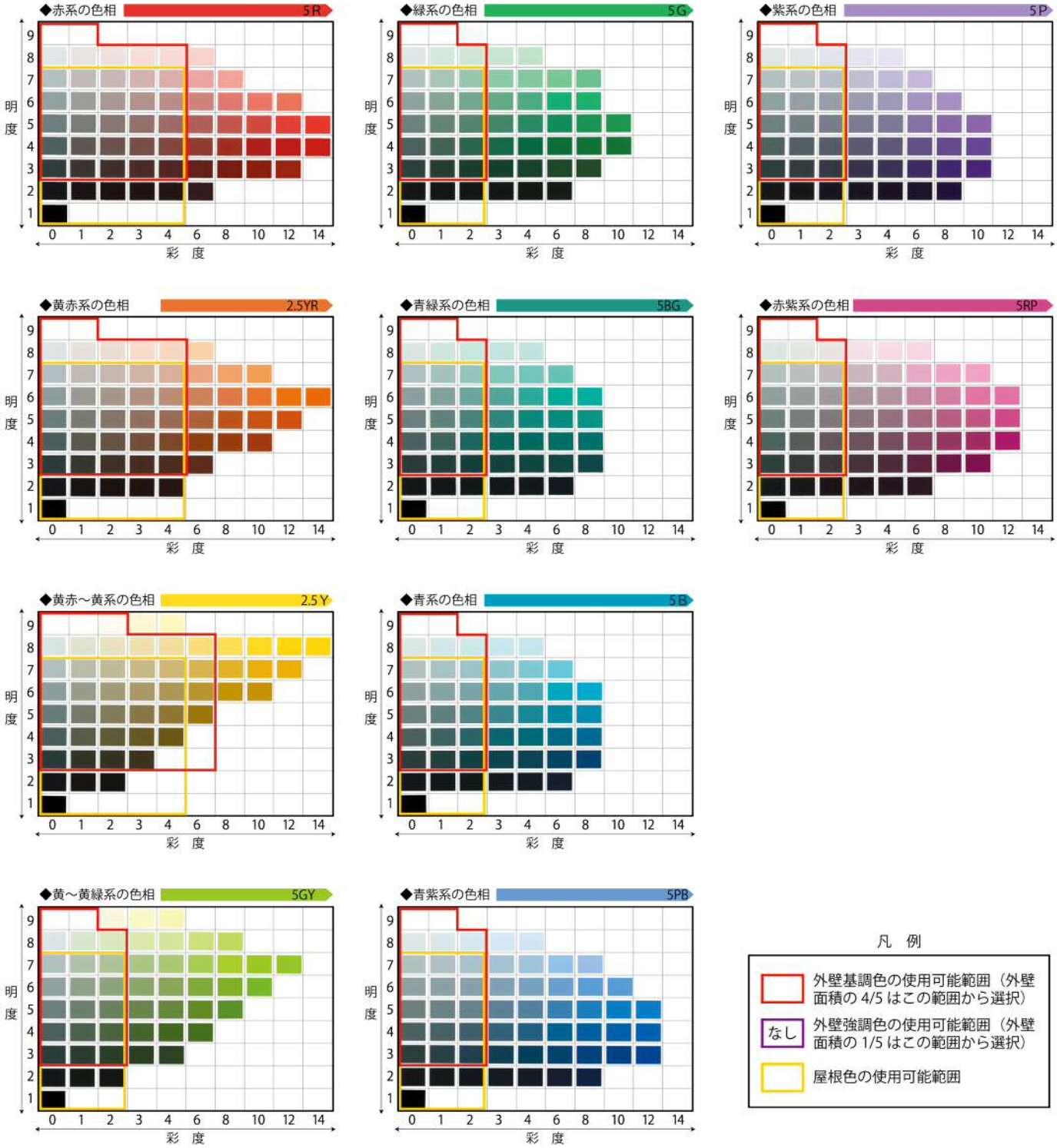

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

【ウ欄】に示す届出対象の色彩の基準

	色相	明度	彩度
外壁の基本色	0R～4.9YR	6 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	6 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
	その他	6 以上 8.5 未満の場合	2 以下
		8.5 以上の場合	1 以下
外壁の強調色（外壁各面の 1／5 で使用可）	定量基準による制限は行なわない		
屋根色（勾配屋根）	0R～4.9YR		2 以下
	5.0YR～5.0Y		4 以下
	その他		2 以下

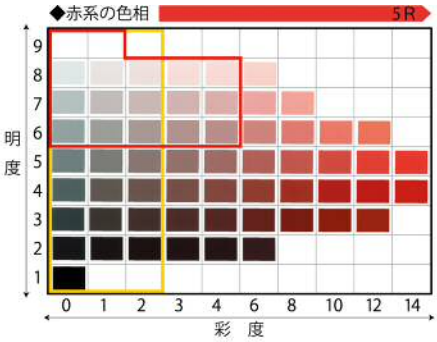

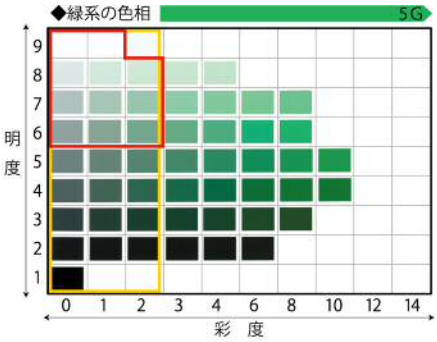

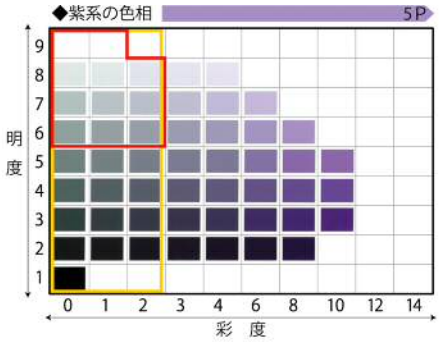

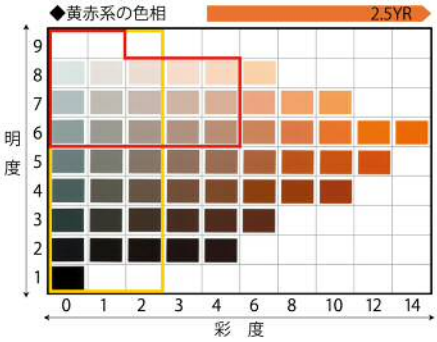

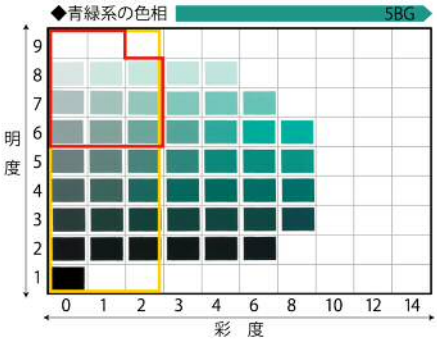

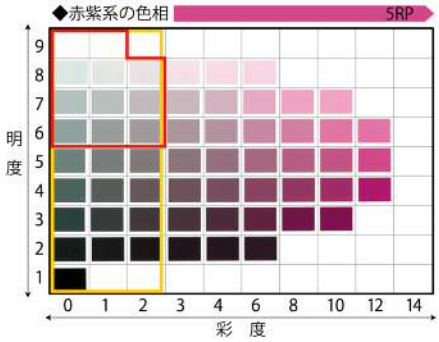

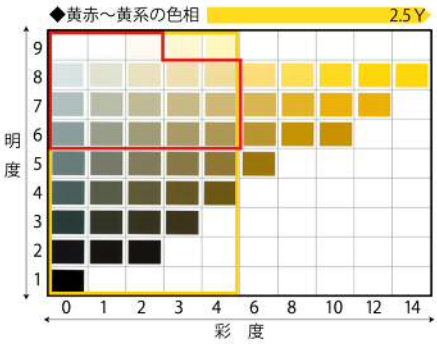

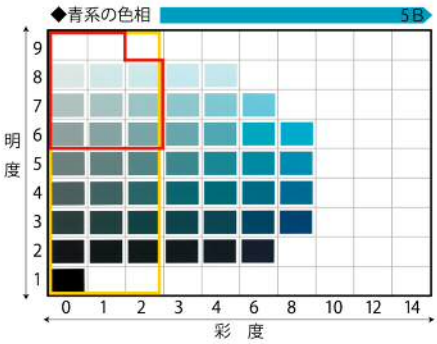

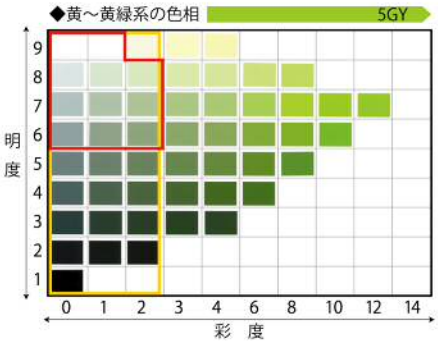

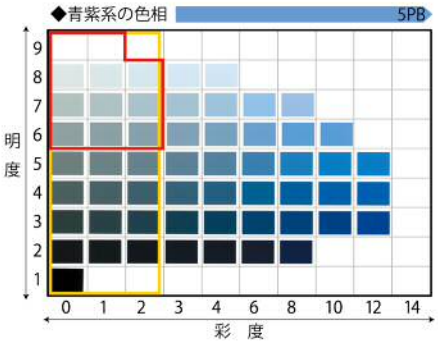

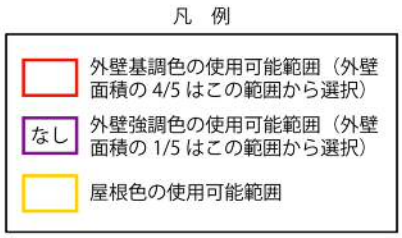

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

【エ欄】に示す届出対象の色彩の基準

	色相	明度	彩度
外壁の基本色	0R～4.9YR	6 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	6 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
	その他	6 以上 8.5 未満の場合	2 以下
		8.5 以上の場合	1 以下
外壁の強調色（外壁各面の 1／5 で使用可）	0R～4.9YR		4 以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2 以下
屋根色（勾配屋根）	0R～4.9YR		2 以下
	5.0YR～5.0Y		4 以下
	その他		2 以下

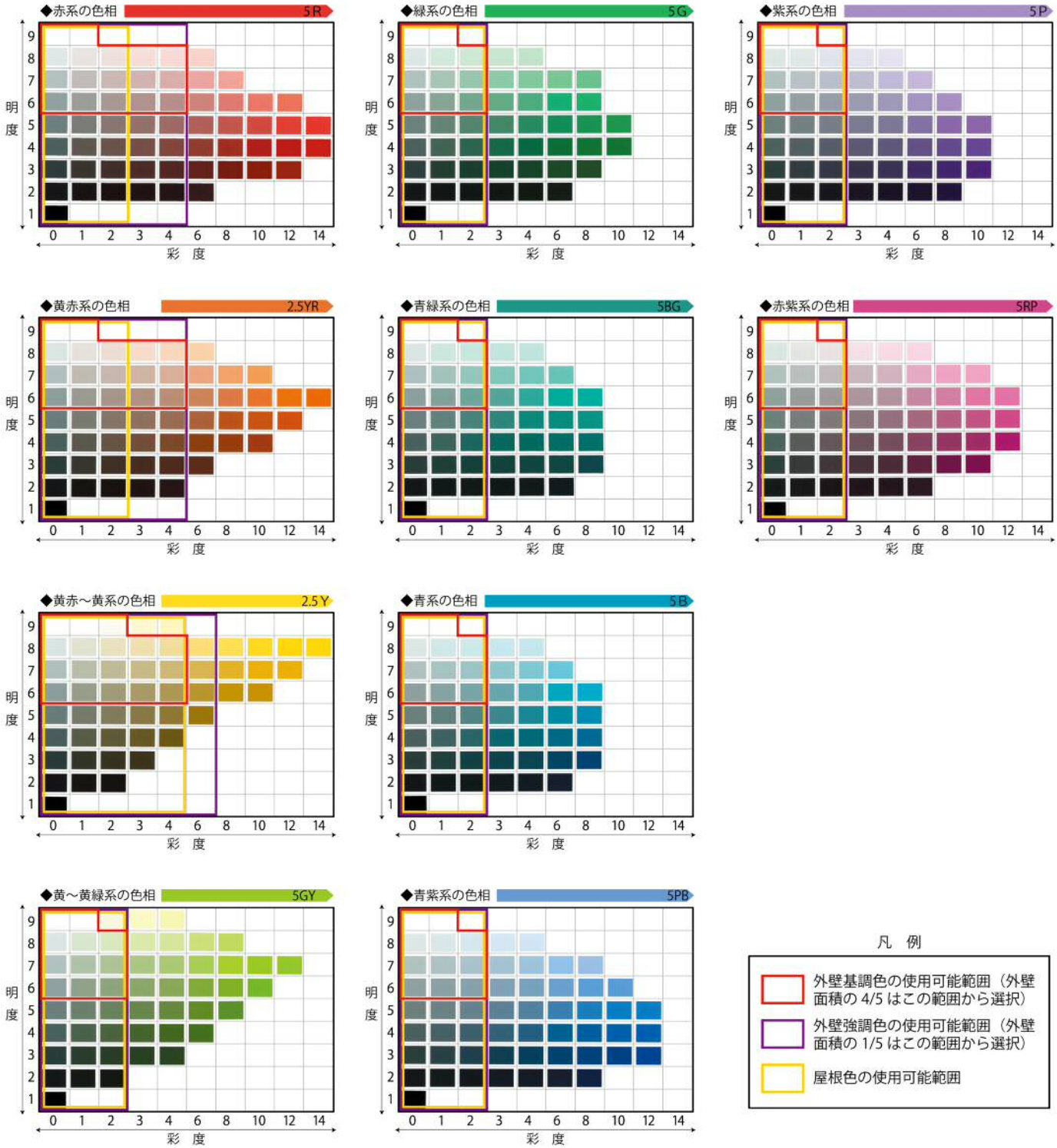

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

【オ欄】に示す届出対象の色彩の基準

	色相	明度	彩度
外壁の基本色	5.0ＹＲ～5.0Ｙ	４以上 8.5 未満の場合	３以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
外壁の強調色（外壁各面の１／５で使用可）	0Ｒ～4.9ＹＲ		４以下
	5.0ＹＲ～5.0Ｙ		６以下
	その他		２以下
屋根色（勾配屋根）	外壁の基本色に準じる		

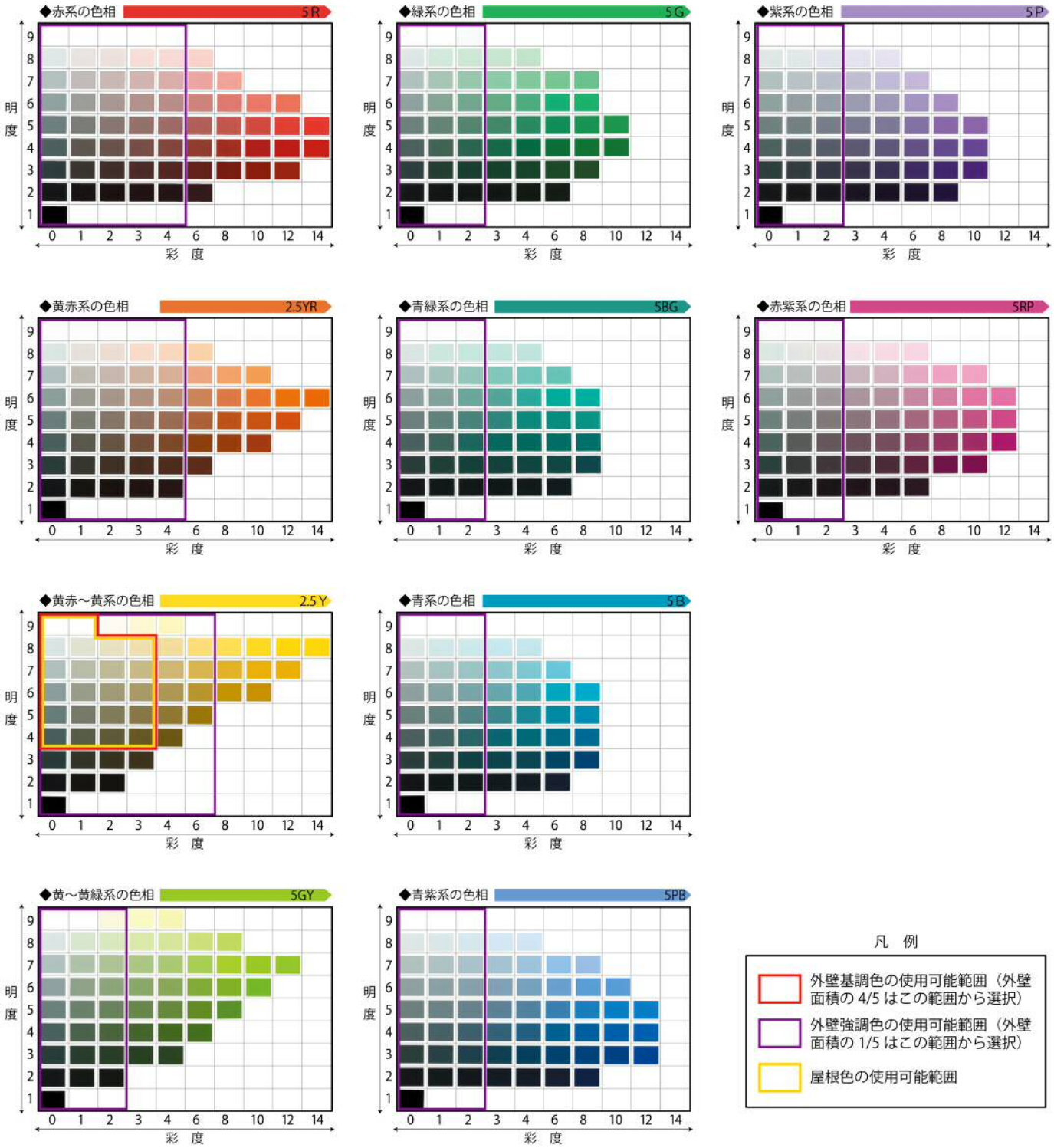

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

【カ欄】に示す届出対象の色彩の基準

	色相	明度	彩度
外壁の基本色	0YR～5.0Y	8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
外壁の強調色（外壁各面の１／５で使用可）	定量基準による制限は行なわない		
屋根色（勾配屋根）	0R～5.0Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下

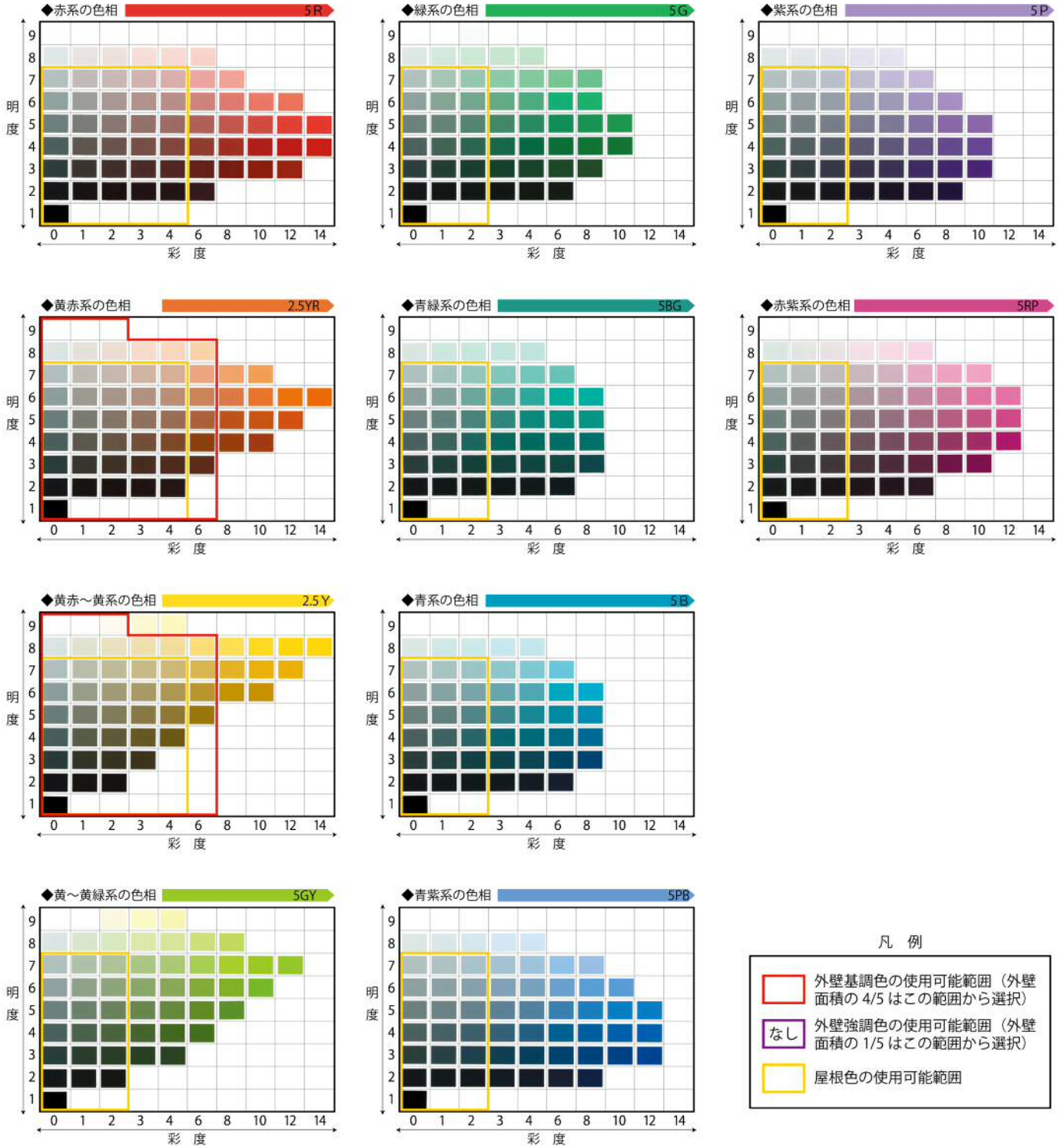

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

品川区

品川区景観計画　色彩の基準の解説

平成 23 年４月　発行

発行　品川区都市環境事業部水とみどりの課
品川区広町２丁目１番 36 号　電話 03(3777)1111（代表）